［駐輪場］　新築
アルミ製平屋建て
建築面積　90.40㎡
延べ面積　90.40㎡
［外来棟］　改修
鉄筋コンクリート造　４階建て
建築面積　2,603.39㎡
延べ面積　8,076.55㎡
（改修面積　7,700.76㎡）
［Ｂ・Ｃ棟］　改修
Ｂ棟　鉄筋コンクリート造　５階建て
建築面積　2,470㎡
延べ面積　9,335㎡
（改修面積　200.52㎡）
Ｃ棟　鉄筋コンクリート　４階建て
建築面積　1,713㎡
延べ面積　6,155㎡
（改修面積　3,279.34㎡）
［外構］　工作物
カーポート　軽量鉄骨
［既存建物］　とりこわし
とりこわし建物11棟　鉄筋コンクリート造・外
延べ面積　約22,366.37㎡

⑷　工期　平成26年３月31日まで。

2　申請の時期　平成23年１月６日から平成23年１月17日まで（土・日曜日、祝日を除く。）。

なお、平成23年１月17日以降当該工事に係る開札の時まで（土・日曜日、祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

3　申請の方法

⑴　競争参加資格審査申請書（特定建設工事）（以下「申請書」という。）の入手方法　申請書は、インターネット上で労働者健康福祉機構ホームページ（http://www.rofuku.go.jp）にアクセスし、「調達関連情報」のページから必要な資格審査申請書様式及び提出容量（ＰＤＦフォーマット）のファイルをダウンロードする。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参により提出すること。提出場所は、〒212―0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地　ソリッドスクエア東館17階　独立行政法人労働者健康福祉機構　経理部契約課契約班　電話044―556―9852

①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（４⑴から４⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

②　４⑹から４⑻の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成23年１月６日付け独立行政法人労働者健康福祉機構契約担当役）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２―１、及び２―２と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査　「競争参加者の資格に関する公示」（平成20年12月12日付け独立行政法人労働者健康福祉機構理事長。以下「平成20年12月12日付け公示」という。）４の⑴から⑵までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成20年12月12日付け公示５の⑵に基づき経営規模、経営状況、技術力及び営業年数等を審査し、それらの状況が良好である場合に特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。

⑵　独立行政法人労働者健康福祉機構における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、独立行政法人労働者健康福祉機構契約担当役が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　独立行政法人労働者健康福祉機構における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写しに記載された建築一式工事の総合評点が1,200点（特定建設工事共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては1,050点）以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の総合評点が1,200点（特定建設工事共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては1,050点）以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、独立行政法人労働者健康福祉機構理事長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成７年３月１日付け労働福祉発第350号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑹　平成７年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる要件を全て満足する新営工事（躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事を施工していること。）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、下記の㋐については、改修工事も可とする。

特定建設工事共同企業体の代表者は、下記の㋐及び㋑の条件を満たすこと。

なお、下記の㋐及び㋑は同一工事でなくてもよい。

特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、下記の㋒の条件を満たすこと。

㋐　建物用途　病院
構　　造　ＲＣ造又はＳＲＣ造
階　　数　地上５階建て以上
建物規模　延べ面積　15,000㎡以上

㋑　建物用途　問わない
構　　造　ＲＣ造又はＳＲＣ造の免震構造
階　　数　地上３階建て以上
建物規模　延べ面積　3,000㎡以上

㋒　建物用途　病院、研究施設、庁舎又は事務所
構　　造　ＲＣ造又はＳＲＣ造
階　　数　地上３階建て以上
建物規模　延べ面積　3,000㎡以上

⑺　建設業法（昭和24年法律第100号）に定める建築工事業の営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

⑻　建設業法の建築工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑼　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑽　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑾　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

5　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い４⑵の認定（４⑵の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、４⑵の認定を受けていない構成員が４⑵の認定を受けることが必要である。（当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していない場合は、競争に参加できないことがある。また、４⑵の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに４⑵の認定又は４⑵の一般競争参加資格がないとの認定（４⑵の独立行政法人労働者健康福祉機構契約担当役が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。）

6　資格審査結果の通知　「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。